

産業廃棄物処理施設

(安定型最終処分場)

維持管理計画

幌加内町

○ 維持管理計画

当該施設の使用にあたっては管理事務所を設置し、管理責任者を常駐させ、安全面・衛生面等に細心の注意をはらい、整理整頓を旨として、衛生的かつ安全な維持管理を徹底する。

維持管理は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令：昭和52年3月14日、総理府・厚生省令第1号」を遵守する。

1. 搬入管理

- (1) 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- (2) 受け入れ要領を定め受け入れる廃棄物の種類及び量が適正なものとなるよう管理する。
 - ・搬入車両ごとの廃棄物の種類、性状等を記載する受入台帳を作成する。
 - ・埋立不適物の混入の有無について厳正なチェックを行う。（搬入段階で目視による外観検査実施）
 - ・廃棄物の車両から埋立地へ降ろす際には、管理責任者が必ず立会い、必要に応じ適切な措置を講ずる。

2. 埋立管理

- (1) 埋立場所等の移動に伴う取付道路（仮道）の整備及び搬入車両の誘導ならびに指示を徹底する。
- (2) 層状埋立を遵守し、十分な転圧を行う。
- (3) 埋立造成用としてブルドーザー等を常備して、能率良く安全に埋立を行う。
- (4) 廃棄物の飛散及び火災防止のため覆土を適切に行う。

3. 施設の管理

(1) 雨水排水施設

雨水排水路の定期的（月1回程度及び大雨の後）な点検、管理を行う。

(2) その他の施設

- ① 搬入道路、飛散防止柵、侵入防止柵、堰堤等の定期的な点検（月1回程度）及び維持補修を行う。

4. 第三者の立入り、夜間・休日の不法投棄等を防止するため、立看板・侵入防止柵・門扉を設け、出入口の施錠を徹底する。
5. 常勤の管理責任者を配置し、施設の管理にあたる。また、作業従事者に対しては講習会等により教育を徹底する。
6. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の記録を作成し、5年間保存する。

○ 災害防止計画

1. 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

- (1) 埋立廃棄物の流出を防止するため、埋立地外周を土堰堤で囲む構造とする。

土堰堤の崩壊に対しては十分な安全率を確保するものとし、法面保護工（植生等）を施し十分安全な造成を行なう。

当処分場は、ごみの流出を防止し、埋立られたごみを安全に貯留するため流出防止堰堤として土堰堤を設けている。流出防止堰堤は、造成中に十分な敷均し、転圧を行ない所定の安全率を有した形状とするため、損傷を起こすことの少ない構造物のひとつであるが、埋立作業時は、重機等による損傷も考えられる。そのため、流出防止堰堤の付近での作業時においては作業員に対して十分な指導や注意を徹底する。

- (2) 廃棄物の飛散を防止するため高さ3mのビニールネットフェンスを設置する。また、飛散しやすい廃棄物の埋立後は覆土を励行することにより、飛散防止効果を高める。

2. 火災の発生防止に関する計画

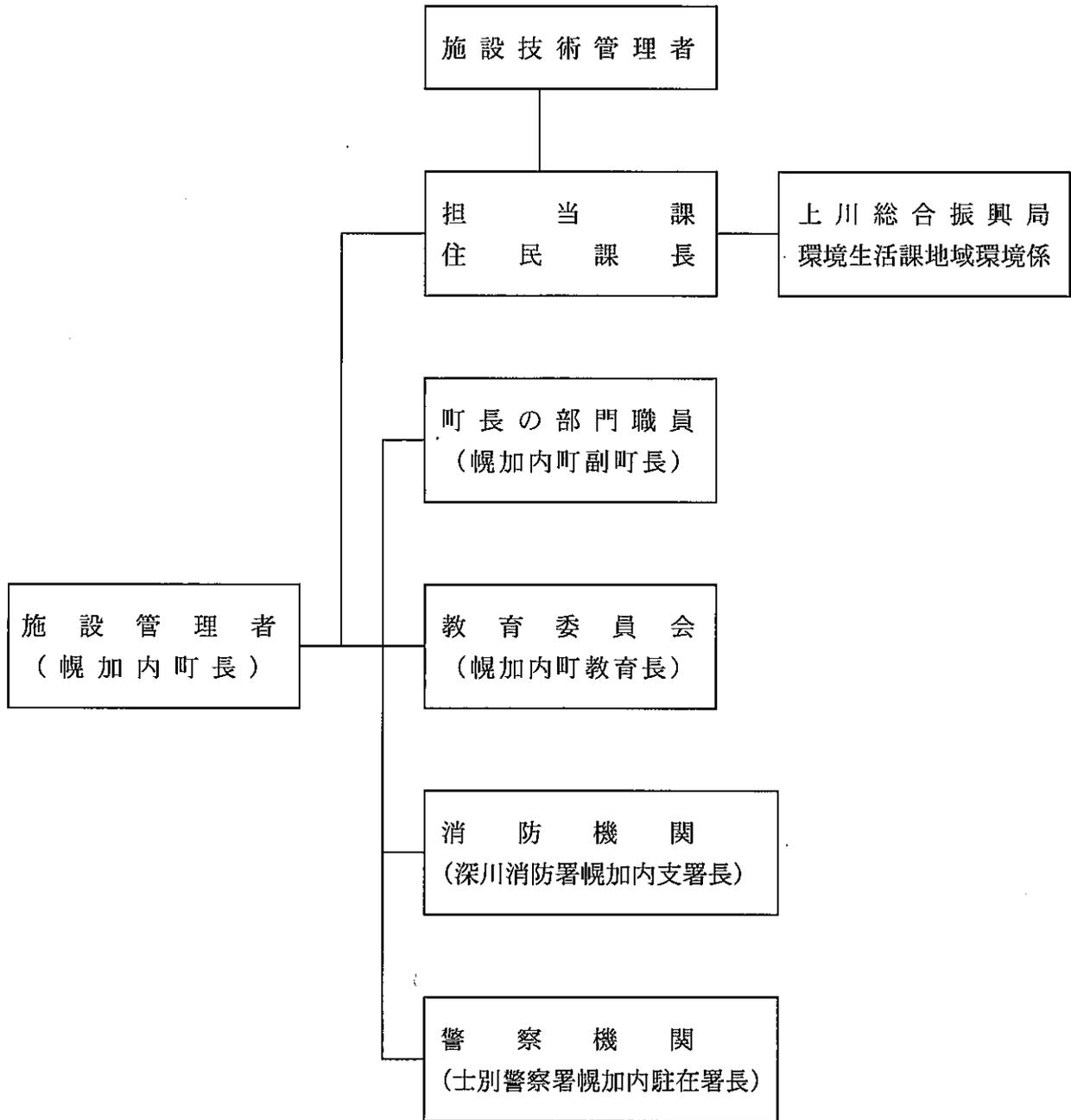
- (1) 必要に応じて覆土を施し火災を未然に防止する。
- (2) 万一の火災発生に備え消火器等を管理事務所に設置するとともに、初期消火の方法を周知徹底する。

3. その他の事項

- (1) 災害時の緊急連絡体制を整備し、従事者に周知徹底する。
- (2) 豪雨、地震等の異常気象時においては、各施設の点検を行ない異常を発見した場合は必要な応急対策（土のうによる法面等の保護）を講じる。
- (3) 従事者に対する作業方法、法令等の労働安全衛生教育を徹底し、人為的要因による災害を防止する。

緊急時災害連絡体制図

※平成 23 年 3 月変更



○ 跡地利用計画及び閉鎖後の管理計画

- (1) 埋立完了後の跡地利用については、施設周辺環境と調和を図り、最終覆土を行ない緑化、植栽を施すものとする。
- (2) 埋立完了後は、隣接地において二期処分場を計画していることから、一期処分場閉鎖後も立入防止等の管理を行なっていく。